



---

# RE100について

---

環境省

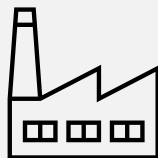
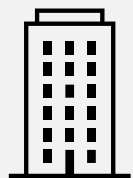


# RE100とは？

- RE100（100% Renewable Electricity）とは、2014年に結成した、世界で影響力のある企業が、事業で使用する電力の再生可能エネルギー100%化にコミットする協働イニシアチブ
- **事業で用いる電力を100%再生電力で調達すること**を目標とする

## RE 100

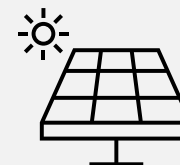
RE100企業



再生  
100%調達



再生



# RE100の運営機関



- CDPとのパートナーシップの下、Climate Groupが運営
- 日本窓口は日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）が担当
- We Mean Business（WMB）の取組の一つとして実施



日本窓口



- リスク回避・コスト削減・ESG投資の呼び込み・コネクションの拡大など、RE100への加盟を通じて再エネ100%を目指すことで、以下のようなメリットが期待できる

<b>リスク回避</b>	再エネ電力への切替は、化石燃料依存に伴う移行リスク等の低減につながる <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 炭素税等の政策・法規制リスク、市場リスク、ステークホルダーからの評価低下（レピュテーションリスク）、地政学リスクといったリスクを回避し、事業の安定性を高める</li></ul>
<b>コスト削減</b>	再エネの調達は、化石燃料価格や炭素価格の変動に左右されにくく、エネルギーコストの管理強化につながる <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 炭素税・排出量取引制度（GX-ETS等）の導入・強化による中長期的なエネルギーコストの上昇圧力を抑制できる</li></ul>
<b>ESG投資</b>	再エネを取り入れた事業運営は対外的に評価され、再エネの導入比率はCDPの加点対象にもなる <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 投資家からのESG投資の呼び込みに役立つ</li></ul>
<b>コネクション</b>	再エネ100%調達をコミットすることは、世界的な対外アピールになる <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 世界中の企業と情報交換できる他、新たな供給側企業と出会えることも</li></ul>

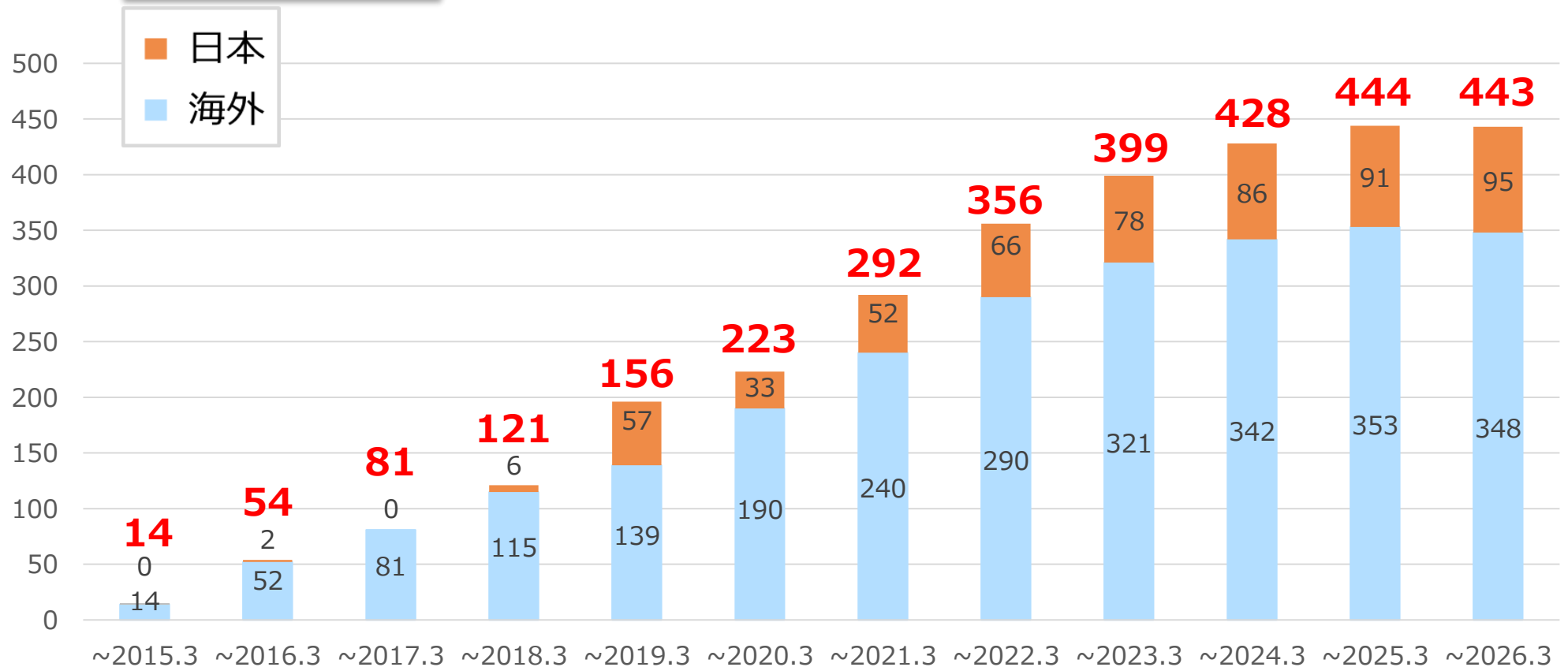
# RE100に参加する企業は世界全体で増加傾向

2026年3月31日現在



■ RE100の2025年度の加盟企業数は、日本で95社、世界全体で443社であった。

累計企業数グラフ



※ 最新の累計企業数はRE100ウェブサイトのMembersを参照  
[出所] RE100ホームページ (<http://there100.org/>) 等より事務局にて作成

- RE100の参加には、以下の要件を満たす必要がある（一部はJCLPホームページより引用）

## 対象企業

- ✓ 年間消費電力量が100GWh以上である企業
  - 特例として現在、日本企業は50GWh以上に緩和されている
- ✓ 年間電力消費量が100GWh未満（日本企業では50GWh未満）の企業は、以下の特徴を1つ以上有している場合には、例外的に加盟できる可能性あり
  - RE100事務局が重視している地域における主要な事業者であること
  - RE100事務局が重視している業種における主要な事業者であること
  - RE100事務局が重視している地域において政策提言に参加する意思があること
  - グローバルまたは国内で認知度・信頼度が高い
  - 主要な多国籍企業（フォーチュン1000又はそれに相当）
  - その他、RE100の目的に利する国際的・地域的な影響力を持つこと

※なお、上記参加要件の対象とならない日本企業や自治体等は、同じく再エネ100%を目指す「**再エネ100宣言 RE Action**」という日本独自の取組に参加可能となる（RE100詳細資料P68以降参照）

- RE100の参加には、以下の要件を満たす必要がある（一部はJCLPホームページより引用）

## 対象企業

- ✓ 再エネ設備メーカーの場合は以下の全てを満たす必要がある
  - 年間消費電力量が100GWh以上であること
  - 主要事業が再エネ設備メーカーであること
  - 再エネ発電所建設・運営、再エネ電力小売、再エネ関連のコンサルティング・法務サービス提供等を行っている場合には、それらからの収入の合計が売上の50%以下であること
  - ゴールドメンバーで参加すること
- ✓ 金融機関の場合は以下の全てを満たす必要がある
  - 自社ポートフォリオの気候変動への影響を測定し開示すること  
※可能な限り早い段階で行うこと
  - 石炭火力及び一般炭採掘に関与する事業や企業への資金供給を段階的に停止すること※先進国は2030年まで、途上国は2040年まで
  - 化石燃料に関連する事業や企業に多額の投資を行っていないこと

# RE100の基準・要件（3/5）



- RE100の参加には、以下の要件を満たす必要がある（一部はJCLPホームページより引用）

<b>対象企業</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 以下の業種にのみ該当する企業はRE100に参加できない<ul style="list-style-type: none"><li>• 化石燃料</li><li>• 航空</li><li>• 軍需品</li><li>• ギャンブル</li><li>• たばこ</li><li>• 主要な収入源が発電事業である企業</li></ul></li></ul>
<b>認定要件</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 参加企業は、化石燃料推進または再エネ普及を妨害するロビー活動や、化石燃料資産の増加取組み、人権侵害や犯罪行為等、RE100のミッションや信頼性に負の影響を与える可能性のある活動をしてはならない</li></ul>

- RE100の参加には、以下の要件を満たす必要がある（一部はJCLPホームページより引用）

## 認定要件

- ✓ 目標年を宣言し、事業全体を通じた100%再エネ化にコミットする、もしくは既に100%再エネ化を達成していること。目標年の設定は以下の要件を満たさなければならない
  - 2040年までの100%再エネ化※
  - 2030年までに70%、2035年までに90%の中間目標の設定
- ✓ GHGプロトコルで定義される、すべての電力に関連するスコープ2及び発電に係るスコープ1を再エネ化すること
- ✓ グループ全体で加盟すること
  - ただし、親会社と明確に分離したブランドであり、1TWh以上の年間消費電力量を満たす場合、例外的に子会社での加盟が可能となる

※ RE100の加盟要件における100%再エネ化の目標年は、当初は例外なく「2050年まで」であったが、RE100 Joining Criteria（2025年3月）において「遅くとも2040年」（ただし、アジア・アフリカ・南米に本社を置く企業は、2041～2050年の目標年での加盟が例外的に認められる可能性がある（その場合、中間目標2030年60%、2040年90%の設定が必須））に更新された。RE100参加要件の対象とならない日本企業や自治体等は、同じく再エネ100%を目指す「再エネ100宣言 RE Action」という日本独自の取組に参加可能となる。参加団体は「遅くとも2050年を期限とする再エネ100%化目標の設定と公表」「消費電力量と再エネ率の年次報告」を行うことなどが規約として定められている。（最新情報やその他の資料は 再エネ100宣言 RE Actionウェブサイト参照）

- 企業は参加基準を確認後、Initial InterestフォームをRE100事務局へ提出

## 申込書

1. **Initial Interestフォーム**
    - 企業名、担当者情報、企業所在地
  2. **Membership Applicationフォーム**
    - グループ全社での参加同意
    - 自社の業界、エネルギー事業の有無等
    - 直近の消費電力量（kWh）、再エネ調達量、再エネ比率
    - 目標（再エネ100%達成年、中間目標）
    - RE100の技術要件や進捗報告等に関する同意
    - RE100側のレピュテーションリスクの有無
    - メンバーシップ（ゴールドorスタンダード）
    - 企業ロゴの添付及び利用同意
    - 請求先情報
- ✓ 会員クラスゴールド（特典はイベント登壇機会など）、スタンダードから選択
- ゴールド会員年会費：18,000 米ドル
  - スタンダード会員年会費：6,750 米ドル

## ■ RE100の再エネ定義としては以下の6種類に分類

### ■ 定義

#### 再エネ電力

風力、太陽光、地熱、海洋、持続可能なバイオマス※（バイオガスも含む）、持続可能な水力※

#### ※バイオマス及び水力の認証条件

- ✓ バイオマス及び水力から発電された再エネ電力については、企業バイヤーが**その電力は持続可能に発電されたものであることを示す保証を取得している必要がある。**
- ✓ 持続可能保証の取得方法について規定はないが、**第三者認証を推奨**（以下は例）
  - ISO 13065:2015（バイオエネルギー供給チェーンにおける持続可能性の環境、社会、経済的側面の評価を促進するための原則、基準、及び指標を規定）
  - ISCC EU certification
  - Green-e® Energy certification
  - EKOenergy
  - GreenPower Renewable Electricity（オーストラリアにおける認証プログラム）
  - The Low Impact Hydropower Institute (LIHI)
  - The Hydropower Sustainability Council Hydropower Sustainability Standard

- RE100の再エネ電力調達手法としては以下の5種類、8手法に分類

## ■ 調達手法

### 1. 企業が保有する設備における自家発電

### 2. 直接調達（発電事業者との契約）

#### 2.1 フィジカルPPA

#### 2.2 バーチャルPPA

### 3. 電力小売との契約

#### 3.1 電力小売とのプロジェクト特定契約

#### 3.2 電力小売との小売供給契約（再エネ電力メニュー）

### 4. 再エネ電力証書（EAC）の調達

### 5. 受動的調達

#### 5.1 再エネ電力証書（EAC）で裏付けられた系統からのデフォルトでの再エネ電力調達

#### 5.2 再エネ電力の割合が95%以上の系統からのデフォルトでの調達